

かば桜学園 北本市立西中学校

いじめの防止等のための基本的な方針



令和7年4月
北本市立西中学校

目次

はじめに	1
第1 西中学校基本方針の策定	
1 策定の目的	1
2 用語の定義	2
3 いじめ防止等のための対策の基本理念	2
第2 西中学校いじめ防止等のための対策の基本となる事項	
1 いじめ未然防止のための授業での取組	2
2 いじめ未然防止のための授業以外での取組	3
3 いじめ未然防止のための職員態勢の整備	3
4 いじめ未然防止のためのPTA活動の取組	4
5 いじめの早期発見への取組	4
第3 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策	5
（1）北本市立西中学校いじめ防止基本方針の策定	5
（2）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	6
（3）本校におけるいじめの防止等に関する措置	7
2 重大事態への対処	12
（1）重大事態への対処の流れ	12
（2）北本市教育委員会又は本校による調査	13
第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	17
<資料> 年間行事予定	18

はじめに

本校は、小規模校であり、人間関係が固定化しやすい傾向にある。また、悩み、集団活動を苦手とする生徒も多いという実態を受け、豊かな人間関係づくりのため、いじめを許さない教育活動を計画的、継続的に行ってきた。人権尊重を推進するアンケート調査や作文指導に積極的に取り組んでいる。また、人権週間では、校長講話や人権標語づくり、全校道徳など、組織として人権教育の推進に取り組んできた。さらに「かば桜学園」として小中一貫教育の推進を通し、学区内の小学校の児童との交流を深め、児童生徒の自尊感情をはぐくむ一貫した教育活動の在り方を追求している。

本校では、文部科学省におけるいじめの定義を基に、全職員が「笑顔こそ学校の花風景」という基本認識に立ち、生徒が笑顔にあふれ、安心して学校生活を送れる学校づくりのため、「学校はいじめ防止基本方針」を策定するものである。

北本市立西中学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「西中学校基本方針」という。）は、国等で策定した基本方針を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・北本市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1 西中学校基本方針の策定

1 策定の目的

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針、県の基本方針又は北本市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

西中学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、西中学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。

2 用語の定義

- (1)「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2)「学校」とは、北本市立学校設置及び管理条例（昭和41年北本市条例第3号）にあげる小学校及び中学校をいう。
- (3)「児童等」とは、前項の学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4)「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。
- (5)「関係機関」とは、いじめ防止等に関係する市以外の行政機関をいう。
- (6)「重大事態」とは、次のことをいう。
 - ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第1号）
 - イ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第2号）

3 いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめ防止等のための対策は、家庭、学校及び学校の教職員、地域、市及び関係機関との連携のもと、次のことを基本として行わなければならない。

- (1) いじめが全ての児童等に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができるよう、そして学校の内外を問わず地域社会全体でいじめが起こりにくい社会が築かれるよう、市民総がかりで未然防止に努める。
- (2) いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての児童等がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。
- (3) いじめは決して許されないこと、どの学校でも、どの児童等にも起こり得ること、いじめが児童等の心身に重大な影響を及ぼすこと、といういじめの基本的な性質をよく理解し、迅速かつ組織的に対応する。

第2 西中学校いじめ防止等のための対策の基本となる事項

1 いじめ未然防止のための授業での取組

教員一人一人が分かりやすい授業を日々心掛け、生徒の基礎・基本の定着を図る。さらに、生徒が活躍できるための授業改善を図り、達成感を味わわせて自尊感情を育む。また、道徳の授業や学級活動、総合的な学習の時間等で、人権尊重の考えを深めるとともに、そのための行動力を育成する。以下、具体的な取組を示す。

- (1) 全ての教科で「協同的な学び」を重視し、話し合い・教え合いを通じて称え合える関

係を構築する。

- (2) 道徳の授業改善を推進し、指導方法や指導内容を共有する。(年間35回)
- (3) 学級活動においては、学級会を核にして、学級内の諸問題について話し合える風土を醸成する。(年間5回以上の実施)
- (4) 学級活動において、人権作文と人権標語の作成に取り組み、人権感覚を育てる。
- (5) 総合的な学習の時間において、他者の考えや意見を認める態度を育てる。
- (6) 全ての教員が年1回以上授業を公開し、生徒一人一人が活躍する授業の実現を目指す。
- (7) 生徒会活動や学校行事での豊かな人間関係づくりを通して、自己有用感を高める。
- (8) 北本市教育研究会や「学びジョンプロジェクト」を活用した道徳教育の充実を図る。
- (9) 「人権感覚育成プログラム」(第1集、第2集)を活用した授業実践を促進する。

2 いじめ未然防止のための授業以外での取組

本校では、いじめ未然防止のために、授業以外でも生徒一人一人とのかかわりを重視した取組を行っていく。下校時に**全職員**が昇降口や正門で声かけや見届けを行って生徒一人一人の小さな変化を把握する。昼休みには、生徒と共に活動し、所属感を高める。部活動では、達成感を味わわせて自尊感情を育む等、豊かな人間関係づくりを通して、いじめ防止に取り組んでいく。

3 いじめ未然防止・自殺予防のための職員態勢の整備

本校は、全職員が、いじめ問題に無関係でいる生徒はいないとの認識の下、運営委員会や生徒**支援**委員会、教育相談部会、各学年会で以下の取組を計画的に実施し、併せて評価・改善を行っていく。**また、自殺予防に向けた教育プログラムの策定及び実施や、危機対応のための体制づくりを行う。**

- (1) 週1回運営委員会を実施し、各学年内の人間関係上の諸問題を把握し、必要に応じ、解決への手立てを協議する。
- (2) 各学年会では、学級内の人間関係に係る不安や悩みに情報交換を行い、学年としての適切な手立てを決定する。
- (3) 生徒**支援**・教育相談委員会では、生徒一人一人の問題行動や欠席状況等を把握し、人権に係る問題を適切に把握する。
- (4) **自殺予防に関する「校内連携型危機対応チーム」を設置し、自殺予防に向けた教育プログラムの策定及び実施や、危機対応のための体制を整える。**
- (5) 12月の全校朝会は、人権週間に校長講話を行い、人権感覚を高める。

4 いじめ未然防止のためのPTA活動の取組

本校では、PTAの活動や生徒の「自助・共助」の取組を積極的に支援し、生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会性を育成することで、いじめを許さない学校風土を創る。以下、その取組を示す。

- (1) 教養部では、毎年1学期に「家庭教育学級」において人権教育研究会を開催し、いじめ防止等のための保護者の役割について啓発を図る。
- (2) 年1回「地域懇談会」を開催し、保護者・地域の方・学校が三位一体となって、いじめ撲滅の活動を推進していく。
- (3) 学校応援団が環境整備等で生徒と関わり、小さな変化を捉え、健やかな成長を支援していく。

5 いじめの早期発見への取組

本校では、「笑顔あふれ、優しさと行動力をはぐくむ『生徒が主役』の学校」という理念に基づき、笑顔あふれた学校を原風景として様々な教育活動を展開していく。学校には規律があり、集団生活を通して、生徒一人一人が生き生きと活動できなければならない。生徒が授業や学校行事に主体的に取り組み、達成感や満足感を味わってこそ、学校本来の役割を果たすことができる。その実現のため、全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) 教育相談部は、「生活アンケート」を、毎月実施し、人間関係上の悩みや不安、いじめの有無を把握する。
- (2) 教育相談部は、さわやか相談員及びスクールカウンセラーと連携し、生徒・保護者がいじめに係る相談ができるような体制を確立する。
- (3) 生徒支援部は、新年度早々、各家庭に「生徒支援に係る指導マニュアル」を配付し、いじめ撲滅に対する学校の方針を発信する。
- (4) 生徒支援部は、問題行動を早い段階で把握するため「生徒支援速報（用紙）」への記載を通して、管理職が早期に状況を確認できるようにする。
- (5) 各学年及び各学級で、いじめを発見した時は、家庭との連携を図り、学校の方策についての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に活かす。
- (6) 本校職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒に関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。
- (7) いじめに対する措置の結果は、「いじめ防止対策推進法」23条2に基づき、北本市教育委員会へ速やかに報告する。

第3 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

(1) 北本市立西中学校いじめ防止基本方針の策定

本校は国のいじめ防止基本方針、埼玉県いじめ防止基本方針、北本市いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「北本市立西中学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下、学校いじめ防止基本方針）」という。」として、本校の実情に応じて定める。学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、いじめの早期発見の取組、いじめ

事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒支援体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童等及びその保護者に対し、児童等が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者の立ち直り支援につながる。

なお、策定に当たっては、次の点に留意する。

ア 学校いじめ防止基本方針の中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

イ 学校いじめ防止基本方針では、「早期発見・事案対処のマニュアル」を定め、それを徹底する具体的な取組を盛り込む必要がある。同時に学校いじめ対策組織の行動計画となるよう当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

ウ いじめの加害児童等に対する成長支援の観点から、加害児童等が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。

エ 学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校の教職員が行う学校評価等で点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込んでおく必要がある。

オ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

カ 策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。

キ 児童等や保護者・地域住民・関係機関等を巻き込みながらの策定に努める。

ク 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を月に1回実施する。いじめにつながると判断される記述があった場合は、すぐに該当児童等と面談を行い、内容を確認する。事案によっては、保護者に連絡し、いじめに対して対処を行う。必要に応じて、北本市教育委員会に報告する。

ケ 11月が埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間であることから、生徒を主体とした取組を11月にも位置付けるよう努める。

コ 5月の大型連休明け、9月の夏休み明け等、学校の長期休業明けの児童等の自殺防止のために、自殺等が心配される児童等には個別に声掛けを行うなど、対応に努める。

サ 重大事態への対処については、埼玉県いじめ防止基本方針及び北本市いじめ防止基本方針を参考に迅速な対応ができるようにする。（重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。）

シ 学校いじめ防止基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童等をどのように育てようとしているかが分かるようにする。

ス 策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童等、保護者、関係機関等に説明する。

（２）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

第２２条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「西中学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。

問題対策委員会は、本校の生徒支援部会を母体とし、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任や部活動の顧問等も加えることができるものとする。

また、問題対策委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、ＰＴＡ、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

問題対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性・中立性を確保するため、北本市教育委員会との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

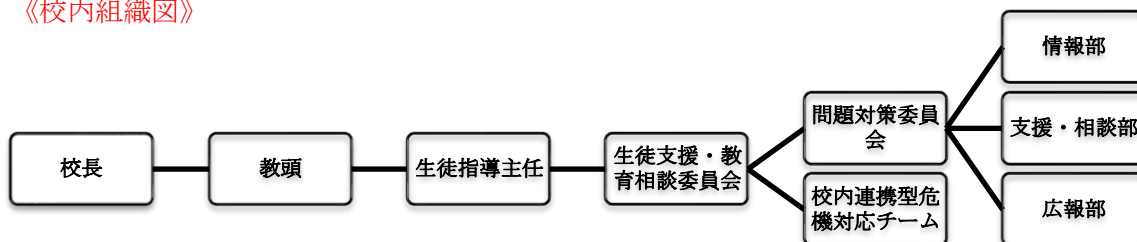
ただし、北本市教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、北本市教育委員会のいじめ問題調査審議会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

さらに、問題対策委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ① 問題対策委員会に『情報部』、『支援・相談部』、『広報部』の３つの部を置く。
 - ・ 生徒指導主任は校長の指導の下、３つの部の部長となり、調整・連絡に当る。

《校内組織図》



- ② 各学年・生徒支援部・教育相談部で把握している問題行動を精査し、「いじめ」事案を確定する。
 - ・問題行動を速やかに把握する「生徒指導速報」に記載されている内容を分析する。
 - ・毎週の運営委員会で、緊急事案として提起された「問題行動」を分析する。
 - ・学校生活の不安や悩みを把握する「生活アンケート」を分析する。
 - ・生徒指導主任を部長とし、『情報部』が中心となり、問題行動等の分析に当る。
- ③ 「いじめ」事案として確定した後、被害者及び加害者双方の生徒及び保護者から事情聴取し、事実関係を明らかにする。
 - ・家庭訪問又は本校での面談により、いじめ発生の日時、場所、関係生徒等を把握する。
 - ・生徒指導主任を部長とし、『支援・相談部』が中心となり、保護者対応に当る。
- ④ 「いじめ」事案に係る情報を収集し、ファイリングにして保存する。
 - ・『情報部』が中心となり記録を担当し、時系列でまとめる。
 - ・『情報部』が中心となり、「いじめ」事案の分類を行う。
- ⑤ 「いじめ」未然防止のための年間計画を作成し、学期毎に見直し・修正する。
 - ・生徒支援部が生徒指導の全体計画を基に、年間を通した「いじめ」防止の具体的な方策を決める。
 - ・「いじめ」撲滅のための広報活動として、生徒・保護者対象に文書を通じて啓発を図る。
- ⑥ 「いじめ」に係る相談窓口を設け、随時対応する。
 - ・『支援・相談部』が中心となり、相談内容を記述する所定の用紙を作成する。
 - ・『支援・相談部』は、被害者対応と加害者対応を担当し、双方の主張する根拠を的確に把握する。

（３）本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、北本市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

① いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づ

くりを行う。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認める人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

ア 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている生徒の立場で指導・支援を行うために

(ア) 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。

- ・朝の健康観察で表情や声のハリ等に気を配る。
- ・学級担任と交換し合う「やりとり帳」等の記述から心の変化を読み取る。
- ・教育相談期間等（二者面談）を通して、個々の生徒の悩みや不安を把握する。

(イ) 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持つて当たる。

- ・乱暴な言葉づかいを放置せず、その場で指導する。
- ・言い争いや小さな諍（いさか）いを放置せず、必ず指導し、解決を図る。

(ウ) いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ・教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ・教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合などがあることに十分留意する。

(エ) 共感的な人間関係を築き、「わかり合える」人間的な触れ合いを大切にする。

- ・担任の夢や思い、信条等を語れる人間関係をつくる。
- ・様々な生徒の特徴を的確に把握し、「よさ」を導き出せる人間関係をつくる。
- ・多感な成長期の特質を押さえ、やる気を育てる人間関係をつくる。

(オ) 人間的弱さを自覚し、生徒共に高みを目指そうとする姿勢を大切にする。

- ・人間的な弱さをも認められる人間観を大切にする。
- ・生徒が恣意的になると考えるのではなく、挑戦する気持ちを前向きに捉え謙虚に生徒と向き合うようにする。
- ・生徒の多様性を認め、生徒理解を深めることで、一人一人の生徒に寄り添う姿勢でいるようにする。

最後に、教師は生徒等に対して体罰を加えたり、生徒等の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりする言動を伴う指導は厳に慎まなければならない。

イ 明るい学級づくり

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要である。特に生徒たちのイメージする学級は、様々なタイプの仲間がいて、認め合い、支え合い、称え合える楽しい学級である。それこそ「明るい学級」ということになる。以下、「明るい学級づくり」のための方策を示す。

(ア) 生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。

- ・生徒の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
- ・居場所をつくる。
- ・見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
- ・基準を示す。（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといいよ。」）

(イ) 出会いを工夫する。

- ・全員又は生徒個々への歓迎のメッセージを板書したり、掲示したりする。
- ・自己紹介を工夫し、生徒個々の緊張感を和らげるようにする。

(ウ) 生徒の思いや願いを生かす。

- ・生徒一人一人の意見や考えを可能な限り尊重し、学級づくりに生かす。
- ・生徒一人一人の目指す学級像を明らかにする。
- ・生徒と共に「学級の文化的な活動」を継続して行うようにする。

(エ) 豊かな人間関係を醸成する。

- ・様々なグループ（班）での活動に取り組みせ、認め、称えるという関係を築く。
- ・個々の生徒の「違い」をよさと捉える人間観を徹底する。
- ・「話す一聴く」という場面を多く設定し、認められる喜びを実感させる。

(オ) 「師弟同行」により生徒の活動意欲を高める。

- ・できた喜びや分かる楽しさを味わわせる。
- ・自分のよさと級友のよさを認められる関係をつくる。
- ・生徒と共に活動する場面（清掃、給食、委員会活動等）を多く設ける。
- ・生徒と深くかわり、小さな変化を見逃さずに指導に生かす。

(カ) 生徒なりの問題解決を尊重する。

- ・学級会を核とした「話し合い活動」につながる意見交換の場（帰りの会等）を設ける。
- ・生徒の気づきを学級としての「正義」の声につなげる自発的、自治的な活動を充実させる。（道徳、学級活動の計画的、系統的な実践）

(キ) 生徒一人一人に役割体験の機会を設ける。

- ・当番活動、係活動、委員会活動、学校行事等を通して達成感・成就感を味わわせる。

- ・役割ごとに「リーダーシップ」を発揮できるようにする。

(ク) 学級において、生徒会活動など生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

ウ 学習指導

学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

エ 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

オ インターネットを通じて行われるいじめの防止

生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

(ア) 学級活動等を活用して、ネット問題について生徒向け講演会を毎年度実施する。また、「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。

(イ) 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。

② 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調

査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- ・埼玉県教育委員会作成（H31.3 月）「Ts 2019」にある「いじめ発見のチェックシート」を活用し、該当する項目があれば生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- ・いじめを把握する主となる場面は、次のとおりである。
 - ・朝の会 ・授業の開始時及び授業 ・休み時間 ・給食時
 - ・清掃時 ・帰りの会 ・部活動 ・放課後から下校時 ・生活全般
- ・「Ts 2019」にある「4 いじめを認知した際の具体的対応」を活用し、いじめの訴えの適切な把握、組織での対応方針や指導方針の検討、適切な事実確認などを、迅速に行っていく。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることがないように、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア いじめている生徒への指導

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

イ いじめられている生徒への支援

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

ウ 周りではやし立てる生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

エ 見て見ぬふりをする生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

オ 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。

- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

カ 他校の生徒が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

キ 北本市教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を北本市教育委員会へ速やかに報告する。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

- ① 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。
- ② いじめを受けて重大事態に至ったという申出が生徒や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ③ 重大事態が発生した場合、本校は北本市教育委員会へ事態発生について報告する。
- ④ 本校は、問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- ⑤ 上記④の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)
- ⑥ 上記④の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。
- ⑦ 上記④の調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ⑧ 上記④の調査結果は、北本市教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(2) 北本市教育委員会又は本校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

① 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は北本市教育委員会へ、事態発生について報告

する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに北本市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと埼玉県教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、北本市教育委員会の問題調査審議会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、北本市教育委員会との連携を図りながら実施する。

エ 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、問題対策委員会を母体とし、(弁護士)、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、北本市教育委員会の問題調査審議会の委員等の協力について相談する。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、北本市教育委員会の問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

(イ) いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

カ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

(ア) 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

(イ) 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

(ウ) 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

(エ) 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

(オ) 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- (カ) 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- (キ) 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- (ク) 本校が調査を行う場合においては、北本市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- (ケ) 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。
- また、「I's 2019」の「第2章 自殺防止について」も参考にする。

キ その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、本校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、北本市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

イ 調査結果の報告

調査結果については、北本市長に報告する。

上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて北本市長に送付する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、西中学校基本方針にある各施策の効果を検証し、西中学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

＜資料＞年間行事予定

☆西中必修定着 ★伝え合う力を高めるための指導・工夫

月	指導目標	月間目標づくりの指導の視点	指導内容	主な学校行事 主な PTA 活動
4	- 基本的な生活習慣を身につけさせる - 教師と生徒、生徒相互の豊かな人間関係づくりに努める	☆明るい挨拶をしよう ☆時間を守ろう ☆家庭学習に取り組もう ☆目標を立てよう ☆SOS の出し方を考えよう	- 生活のきまりの徹底 - 挨拶の徹底★ - 清掃・給食の取組の指導 - 家庭学習の啓発 1学期の目標づくり★ - SOS の出し方の指導★	始業式 入学式 生徒会オリエンテーション 授業参観
5	- 基本的な生活習慣の定着を図る - 積極的に諸活動に参加させる	☆授業に集中しよう ☆時間を守ろう ☆家庭学習に取り組もう ☆係、委員会活動、及び部活動に積極的に参加しよう ☆目標に向かって継続した取組をしよう	- 意欲的な学習態度の育成 - 正しい言葉遣いの定着★ - 時場礼の徹底★ - 家庭学習の啓発 - 行事への積極的な参加	部活動保護者会 更衣移行期間 中間テスト PTA 総会 第1回ジョイントスクール
6	- 健康・安全に気をつけさせる - 充実した学校生活の送れる環境づくりに努める	☆身の回りの整理整頓に心がけよう ☆時間を守ろう ☆家庭学習に取り組もう ☆食事、睡眠をしっかりとろう ☆目標に向かって継続した取組をしよう	- 生活環境の整備 - 部活動への積極的な参加 - 家庭学習の啓発	更衣 下校指導 学校総合班大会 ふれあいウォーク(1年) 修学旅行(3年) 期末テスト
7	1学期のまとめをさせる - 生徒理解を深め、個に応じた生活リズムをつくらせる	☆1学期のまとめをしよう ☆規則正しい生活をしよう ☆時間を守ろう ☆家庭学習に取り組もう ☆掲げた目標の達成状況の確認をしよう ☆積極的に体を鍛えよう ☆SNS の使い方について考えよう	1学期の反省と夏休みの計画★ - 家庭学習の啓発 - 非行防止教室への参加、SNS の危険性について学習★	学校総合班大会 保護者会(1・2年) 進路保護者会(3年) 非行防止教室 終業式 全校三者面談
8	自主的、主体的な充実した夏休みを送らせる	☆規則正しい生活をしよう ☆時間を守ろう ☆家庭学習に取り組もう ☆積極的に体を鍛えよう	- 部活動への積極的な参加 - 家庭学習の啓発	地域パトロール 地域懇談会
9	行事等を通して、存在感、成就感を味わう	☆クラスのためにがんばろう ☆積極的に体を鍛えよう ☆時間を守ろう ☆家庭学習に取り組もう ☆目標を立てよう	2学期の目標づくり★ - 家庭学習の啓発	始業式 職業体験(2年) 新人班大会
10	学習に積極的に取り組ませる	☆授業を大切にしよう ☆時間を守ろう	生徒会活動等への積極的な参加	生徒会本部役員選挙 中間テスト

	・係、委員会活動に積極的に参加させる	☆家庭学習に取り組もう ☆目標に向かって継続した取組をしよう ☆係、委員会に意欲を持って参加しよう	・家庭学習の啓発	体育祭 駅伝班大会 全校三者面談 学校公開週間
11	・自己の生活を反省させ、具体的目標を持たせる ・より良い学級づくりを考えさせる	☆自分をみつめてみよう ☆時間を守ろう ☆家庭学習に取り組もう ☆目標に向かって継続した取組をしよう ☆「いじめ」について考えよう	・豊かな人間関係の充実 ・行事への積極的な参加 ・家庭学習の啓発 ・いじめ撲滅について議論★	秋西祭 市内音楽会 期末テスト
12	・健康安全に気をつけさせる ・自主的、主体的に生活し、充実した冬休みを送らせる	☆健康な生活を送ろう ☆時間を守ろう ☆家庭学習に取り組もう ☆掲げた目標の達成状況の確認をしよう ・手洗い、うがいをしよう ☆「人権」について考えよう ☆薬物の怖さを知ろう	・2学期の反省と冬休みの計画★ ・家庭学習の啓発 ・人権問題について議論★ ・薬物についての学習、断り方の指導★	三者面談(3年) NAS スキー学校保護者会(1年) 終業式
1	・基本的生活習慣の徹底を図る ・個々の目標の実現に向け努力させる	☆時間を守ろう ☆家庭学習に取り組もう ☆目標を立てよう	・基本的生活習慣の見直しと改善 ・家庭学習の啓発	始業式 新入生保護者説明会
2	・個々の役割に対し、責任を持って取り組ませる ・校舎内外の美化活動に努めさせる	☆自分の役割を果たそう ☆時間を守ろう ☆家庭学習に取り組もう ☆目標に向かって継続した取組をしよう ☆清掃時間いっぱいまで清掃に取り組もう	・生徒会活動等の充実 ・家庭学習の啓発	三者面談(3年) NAS スキー学校(1年) 校外学習(2年) 第2回ジョイントスクール 学年末テスト
3	・1年間の反省と来年度の心構えを持たせる	☆進学、進級に向けての準備をしよう ☆時間を守ろう ☆家庭学習に取り組もう ☆掲げた目標の達成状況の確認をしよう	・1年間の反省と来年度への心構え★ ・家庭学習の啓発	卒業式 修了式 保護者会(1, 2年) 学校公開